

大阪大学

令和6年度  
博士課程教育リーディングプログラム  
履修学生対象  
給付奨学金受給ハンドブック

(リーディングプログラム履修生用)

大阪大学  
令和6年3月

## 目次

1. 給付奨学金の概要	3
2. 給付奨学金の支給金額	3
3. 給付奨学金の受給資格	3
4. 併給の調整	3
5. 給付奨学金の新規申請	3
6. 給付奨学金受給者の決定	3
7. 給付奨学金支給日	3
8. 給付奨学金支給の停止（休学・退学等による辞退を含む）	4
9. 給付奨学金の申請手続	4
10. 給付奨学金継続受給者の決定	4
11. 給付奨学金受給証明書（和文・英文）	4

## [様式]

1. 給付奨学金受給調書兼誓約書
2. 振込依頼書
3. 給付奨学金支給停止申請書（様式2）
4. 給付奨学金受給証明書交付願（様式3）
5. 履修辞退願（様式21）

## 給付奨学金制度について

### 1. 給付奨学金の概要

大阪大学では、博士課程教育リーディングプログラム履修生を対象に、学生の受給申請に基づき、選考を経た上で給付奨学金を支給する制度を用意しています。給付奨学金は、「学資に充てるため給付される金品」として「非課税所得」となるので、課税対象にはなりません。

また毎年の予算状況によっては減額されることがあります。

### 2. 給付奨学金の支給金額

給付奨学金の支給金額は、プログラム毎に決定されます。

### 3. 給付奨学金の受給資格

給付奨学金の受給資格については、支給年度において、次の各号に掲げる全ての基準に該当することとします。

- (1) 休学をしていないこと。
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されていないこと。
- (3) 国費留学生として、日本政府（文部科学省）奨学金を受給していないこと。
- (4) 月額10万円を超える給付型奨学金を受給していないこと。

※ただし、留学支援が目的のものを除く。

### 4. 併給の調整

給付奨学金の受給者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、その該当する間、給付奨学金の支給を停止します。

- (1) 本学フェローシップ創設事業による研究専念支援金の支給を受けることができるとき。
- (2) 本学次世代挑戦的研究者育成プロジェクトによる研究奨励費の支給を受けることができるとき。

### 5. 給付奨学金の新規申請

給付奨学金は、年度単位で支給が決定されます。新規履修生は、別途配付する「給付奨学金受給調書兼誓約書」「振込依頼書」等によって申請してください。

#### 【申請書類】

- ・受給調書兼誓約書
- ・振込依頼書

### 6. 給付奨学金受給者の決定

各学位プログラムにおいて公正に選考を実施した後、給付奨学金受給者を決定します。受給決定者には、給付奨学金受給決定通知書を発行します。

### 7. 給付奨学金支給日

給付奨学金は、毎月25日（土日祝の場合は、前日の平日）に、受給者から届け出のあった銀行口座に振込むことにより支給します。

なお、支給開始時においては、数ヶ月分をまとめて振込むことを予定しています。

## 8. 給付奨学金支給の停止（休学・退学等による辞退を含む）

### (1) 休学・退学等の場合

給付奨学金を受給中に、所属する研究科を休学・退学する場合は、給付奨学金の受給資格がなくなります。給付奨学金を受給している学生が休学・退学する場合は、所属する研究科へ休学願・退学願を提出するとともに、各プログラムで定められた所定の手続書類を提出し、併せて「給付奨学金支給停止申請書（様式2）」を必ず提出してください。

休学や退学以外に、自己都合で給付奨学金の支給を停止したい場合も、同申請書を提出する必要があります。

また、退学の場合は「履修辞退願（様式21）」も併せて必ず提出してください。

届出をしなかったことにより、休学・退学後に給付奨学金が支給された場合、休学・退学後に支給された給付奨学金を返還しなくてはなりません。

### (2) その他

受給資格を満たさなくなった場合は、給付奨学金の支給を停止します。また、学業成績及び履修状況（履修継続見込み状況を含む）の評価により、給付奨学金の支給を停止することがあります。

その他、「履修辞退願（様式21）」の提出により、プログラムを継続しない意向を表明した学生へは、原則として提出日の翌月から給付奨学金の支給を停止します。

停止についての詳細は、「大阪大学博士課程教育リーディングプログラム履修生対象給付奨学金実施要項」の第9条を参照してください。

## 9. 給付奨学金の申請手続

給付奨学金は、年度単位で支給が決定されているため、年度ごとに手続を行う必要があります。毎年定められた時期に、申請手続をしてください。

## 10. 給付奨学金受給者の決定

各プログラムにおいて審査を実施した後、給付奨学金受給者を決定します。受給決定者には、給付奨学金受給決定通知書を発行します。

## 11. 給付奨学金受給証明書（和文・英文）

給付奨学金受給者であることの証明が必要な場合は、給付奨学金金額・給付奨学金受給期間等を記載した、給付奨学金受給証明書を発行します。

証明書が必要となった場合は、給付奨学金証明書交付願（様式3）により、各プログラム事務室まで申請してください。なお発行には数日を要しますので、早めに申請してください。